

# 現行整備計画点検結果の整理

平成29年度 第3回  
木曾川水系流域委員会  
資料-5

## (第1節)

### 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能と概要

| 事項  | 内容  | 観点            |         |         |
|---|---|---------------|---------|---------|
|   |   | 水防災意識社等の防災・減災 | 維持管理・更新 | 河川環境利活用 |
| 第1項 1.水位低下<br>(1)河道掘削・樹木伐開                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆i-Constructionの推進に向けた基準類が策定。</li> <li>◆河道掘削等の現場で、推進に向けた取り組みを実施。</li> <li>◆河道の維持管理として、維持掘削や樹木伐開等を実施しているものの、局所的に土砂の堆積や樹木繁茂が進行。</li> <li>◆流下能力の低下が懸念。</li> <li>◆維持管理費用の増大が見込まれる中、河道掘削・樹木伐開を実施するにあたっては、流下能力の維持の容易性(河道の安定性の確保、樹木の再繁茂対策)についても考慮していく必要あり。</li> <li>◆河道掘削後に大垣市内で地下水の自噴が増加している。良い面もあるが洪水時は心配。</li> </ul>   | ○             |         |         |
| 第1項 1.水位低下<br>(3)洪水調整機能の強化<br>①新丸山ダムの建設           | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国土強靱化基本計画(平成26年3月閣議決定)の策定。</li> <li>◆平成27年7月に「新丸山ダム建設に関する基本計画」を変更。</li> <li>◆変更した基本計画を踏まえ、早期完成に向けて事業を実施。</li> <li>◆平成29年6月にダム再生ビジョンを策定。</li> <li>◆新丸山ダムについては、既存施設を有効活用して「賢く整備」。</li> </ul>  | ○             |         |         |
| 第1項 1.水位低下<br>(3)洪水調整機能の強化<br>②遊水地等の整備            | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国土強靱化基本計画(平成26年3月閣議決定)の策定。</li> <li>◆遊水地は土地を買収するのではなく、農地のままエリアを広げてほしい。</li> <li>◆現行の河川整備計画策定段階では、遊水地の位置・諸元の検討が未完了。</li> <li>◆平成20年7月に東海北陸自動車道が供用開始するなど、長良川中流部での開発圧力が高まっているとともに、背後資産および人口についても近年増加傾向にある一方で、家屋被害が生じない遊水地機能が減少。</li> <li>◆遊水地の位置・諸元については、鋭意検討を進めてきており、平成16年洪水の浸水箇所、堤防開口部の有無、土地の利用状況、事業効率や地域の意向等を踏まえ、候補箇所を抽出。</li> </ul>  | ○             |         |         |
| 第1項 2.堤防強化<br>(2)高潮に対する安全性の強化                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆横断工作物の取付部において、一部高潮堤防が未完成となっており不安である。</li> <li>◆木曾川左岸-2k~1k付近の背後地の木曾岬干拓地において、平成27年より野外体験広場や大規模太陽光発電施設が供用。</li> <li>◆今後、土地利用の進展等に準じて、適宜、関係機関と連携・調整を図りながら、ハード・ソフト一体となって、高潮に対する防災・減災のあり方について検討していく必要あり。</li> </ul>  | ○             |         |         |
| 第1項 2.堤防強化<br>(3)地震・津波対策の推進                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆現行の河川整備計画策定段階では、耐震性能照査が未完了。</li> <li>◆平成23年3月に発生した東北地方太平洋地震を踏まえ、堤防に関しては、平成24年2月と平成28年3月に耐震性能照査指針が改定。</li> <li>◆改定された指針を踏まえた堤防における耐震性能照査が完了。(今後の研究・技術開発の進展を踏まえ、基準が改定された場合には必要に応じて再照査を実施。)</li> </ul>   | ○             |         |         |
| 第1項 3.内水対策  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆雨の降り方も変わってきており、現状の施設能力では不安。内水対策として排水ポンプの増強をお願いしたい。</li> <li>◆計画的な流域治水対策の推進を図るため、平成25年度より「100mm/h安心プラン」が登録された地域に対し、支援を実施。</li> </ul>   | ○             |         |         |
| 第1項 4.危機管理対策<br>(1)防災関係施設の整備<br>③広域防災ネットワークの構築    | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高規格幹線道路とのネットワーク化として、高速道路から復旧に必要な資機材を搬入できるようにNEXCO中日本と協定を締結。</li> <li>◆有事において適確に資機材を搬入できるよう、訓練や主要幹線道路から堤防天端道路へのアクセス路の整備等を実施中。</li> </ul>   | ○             |         |         |
| 第1項 4.危機管理対策<br>(2)被害を最小化するための取り組み                | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国土強靱化基本計画(H26.3閣議決定)の策定。</li> <li>◆平成27年9月関東・東北豪雨の教訓を踏まえ、「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定され、洪水氾濫を未然に防ぐ対策と危機管理型ハード対策の実施箇所を明示。</li> <li>◆平成28年に水防災協議会を設立し、ハード・ソフト一体となった取組方針を策定。</li> <li>◆平成29年6月に施行された「水防法等の一部を改正する法律」において、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図ることが明記。</li> <li>◆平成20年3月に危機管理行動計画(第一版)を策定し、広域的な危機管理行動に関し、機関を越えた流域の共有を図るとともに、災害対策を取り巻く状況の変化に応じ計画の更新を行っているところ。</li> <li>◆平成28年度に、木曾三川下流部に位置する8市町村による広域避難実現に向けた組織「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」を設立</li> <li>◆「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」、「木曾三川広域避難実現プロジェクト」は、中央防災会議「防災対策実行会議」の下に設置された「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」と調整を図りながら、さまざまな検討を実施中。</li> </ul> | ○             |         |         |
| 第2項 1.河川水の適正な利用<br>(1)既存施設の有効利用及び関係機関と連携した水利用の合理化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成25年12月に「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が施行され、再生可能エネルギーとして従属発電の導入の促進を図っていくことになった。</li> <li>◆木曾川水系においては12件の従属発電を登録。</li> </ul>  |               |         | ○       |
| 第3項 1.河川環境の整備と保全                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「木曾川上流自然再生計画書(平成23年8月)」を策定。</li> <li>◆「木曾川下流部自然再生計画(平成24年3月)」を策定。</li> <li>◆「木曾三川生態系ネットワーク推進協議会(平成27年1月)」を設立。</li> <li>◆木曾三川フォーラムにおいて、「特定外来生物移入防止研修会(平成24年11月)」を開催。</li> <li>◆貴重種の保護だけでなく、外来種の駆除も重要。</li> <li>◆平成22年、天然記念物イタセンバラが密漁されるという事案を契機とし、イタセンバラの保全と普及・啓発への気運が高まった。</li> <li>◆砂礫河原の再生箇所の一部で砂の堆積が生じている。</li> <li>◆再生したヨシ原のモニタリング結果より、一定期間経過すると再生したヨシ原の被度が減少する傾向が確認されていることから、引き続きモニタリングを継続しつつ自然再生手法等について検討していく必要がある。</li> </ul>  |               |         | ○       |
| 第3項 1.河川環境の整備と保全                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「持続性ある実践的多自然川づくりに向けて(平成29年6月)」が提言。</li> <li>◆全国各地でエコツアー、インフラツアーが実施。</li> <li>◆船頭平開門を観光船で見学するインフラツアーは実施されているが、自然環境を対象としたツアーは実施されていない。</li> </ul>   |               |         | ○       |
| 第3項 2.川と人とのふれあいの増進<br>(1)水辺のふれあい拠点の整備             | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かした、地域の賑わいと潤いに満ちた河川空間の創出を支援するため、『かわまちづくり支援制度』が平成21年度に創設。</li> <li>◆かわまちづくりによる良好な水辺空間の創出を通じ、観光復興。<br/>・地域活性化に貢献する取組を推進。</li> <li>◆平成23年3月に「河川敷地占用許可準則」が一部改正され、河川空間のオープン化を図り、都市及び地域の再生等に資するため、営業活動を行う事業者等による河川敷地の占用が可能となった。</li> <li>◆サイクリングロードは、市町の枠を超え、上下流一体的に整備を進めて欲しい</li> </ul>  |               |         | ○       |
| 第3項 2.川と人とのふれあいの増進<br>(2)景観の保全                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆長良川53km付近は、平成26年3月に「長良川中流域における岐阜の文化的景観」として、文化庁の重要文化的景観に指定された。景観の保全及び活用については、岐阜市長良川流域の文化的景観検討委員会において検討している。</li> </ul>   |               |         | ○       |
| 第3項 2.川と人とのふれあいの増進<br>(3)地域住民やNPO等との連携の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「持続性のある実践的な多自然川づくりに向けて(平成29年6月)」が提言。</li> <li>◆イタセンバラ保護に向けて、環境省、地域、学識者等が連携した「木曾川イタセンバラ保護協議会」を平成22年9月に設立し、省庁連携による取り組みが進められている。</li> <li>◆平成25年度より、河川の賑わい創出するため「ミズベ(水辺)＋リング(輪)」＝ミズベリング・プロジェクトを始動</li> <li>◆一宮市ミズベリング会議を開催。</li> </ul>   |               |         | ○       |
| 第3項 3.河川の特質を踏まえた環境の保全<br>(3)地域住民やNPO等との連携の推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成25年6月に「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が施行され、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度、「河川協力団体制度」が創設。</li> <li>◆現在、3団体を指定。</li> </ul>  |               |         | ○       |
| 第3項 4.水質の改善<br>(3)ダム貯水池の水質保全                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成27年3月に「ダム貯水池水質調査要領」が改定され、自然環境の重要性の増大等の社会情勢の変化を背景に、より一層的確かつ効率的なダム貯水池の水質管理を行っていくこととされた。</li> </ul>  |               |         | ○       |
| 第3項 4.水質の改善<br>(4)伊勢湾再生への連携                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成19年3月に策定された伊勢湾再生行動計画(第一期)で対象としていた期間が平成28年度で終了し、平成29年6月には新たな10年間を対象期間とした「伊勢湾再生行動計画(第二期)」が策定。</li> </ul>  |               |         | ○       |

# 現行整備計画点検結果の整理

## (第2節)

### 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

| 事項   | 内容   | 観点            |            |         |
|--|--|---------------|------------|---------|
|  |  | 水防災意識社等の防災・減災 | 戦略的維持管理・更新 | 河川環境利活用 |
| 第1項 1.堤防の維持管理<br>(1)堤防の維持管理                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆点検方法については、主に以下の基準が策定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)(平成23年5月)」</li> <li>・「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領(平成28年3月)」</li> </ul> </li> <li>◆上記を踏まえ、点検及び評価を継続的にを行い、修繕等の維持管理を適切かつ計画的に進めている。</li> <li>◆MMSなどの新技術を用いた効率的な堤防の維持管理を進めている。</li> <li>◆「直轄管理河川に係る地震発生時の点検について(平成21年2月)」において、河川管理施設等の状況把握などの基準が、震度4から震度5弱へ変更。</li> <li>◆把握したさまざまなデータについては、計画的な維持管理に反映できるようデータの蓄積を行っているところ。</li> </ul> |               | ○          |         |
| 第1項 2.樋門・樋管、排水機場等の維持管理<br>(1)樋門・樋管、排水機場の維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆現行の河川整備計画策定段階では、水門等の耐震性能照査が未完了。</li> <li>◆平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、樋管等に関しては、平成24年2月に耐震性能照査指針が改定。</li> <li>◆改訂された指針を踏まえ、耐震性能照査を実施中。</li> </ul>  |               | ○          |         |
| 第1項 2.樋門・樋管、排水機場等の維持管理<br>(2)老朽化に伴う施設更新      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆社会資本メンテナンス戦略小委員会からの提言(平成25年1月)を踏まえ、水門、樋門・樋管、堰、排水機場等の河川構造物の長寿命化計画の策定が位置付け。</li> <li>◆平成27年9月閣議決定の社会資本整備重点計画において、個別施設計画を平成28年度までに策定することを位置付け。</li> <li>◆個別施設計画を踏まえ、メンテナンスサイクル(点検・診断・措置・記録)を構築し、戦略的なインフラメンテナンスに取り組んでいるところ。</li> </ul>   |               | ○          |         |
| 第1項 3.河道の維持<br>(1)河床・河岸の維持管理                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆河道の維持管理として、維持掘削や樹木伐開等を実施しているものの、局所的に土砂の堆積や樹木繁茂が進行。</li> <li>◆流下能力の低下等が懸念。</li> <li>◆維持管理費用の増大が見込まれる中、流下能力を維持していくため、効率的な掘削方法の検討を進めるとともに、民間活力の活用(砂利採取)についても考慮していく必要あり。また、河床の洗掘については、抜本的な対策について検討中。</li> <li>◆今後、再堆積しづらいような掘削を検討した方がよい。</li> <li>◆再堆積について人工的な対策では限界があるので、自然の力を活かした工法・対策を考えることが必要。</li> <li>◆木曾川では年々河床に土砂が堆積している。堆積状況をよく観察し、浚渫にも取り組んで欲しい。</li> </ul>   |               | ○          |         |
| 第1項 3.河道の維持<br>(2)樹木の維持管理                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆河道の維持管理として、維持掘削や樹木伐開等を実施しているものの、局所的に土砂の堆積や樹木繁茂が進行。</li> <li>◆流下能力の低下等が懸念。</li> <li>◆維持管理費用の増大が見込まれる中、流下能力を維持していくため、効率的な樹木の再繁茂対策や民間活力の活用(公募伐採、占用者による管理、民間との協働)についても考慮していく必要あり。</li> <li>◆三川ともに樹木繁茂が多い。洪水時の流下阻害となるため樹木伐開は必要。</li> </ul>  |               | ○          |         |
| 第1項 5.許可耕作物の適正維持管理                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成25年の河川法の一部改正により、の中で、許可工作物については設置者が施設を良好な状態に保つよう維持・修繕をすべきことが明確化。</li> <li>◆あわせて、「許可工作物にかかる施設維持管理技術ガイドライン」が改正された。</li> <li>◆平成28年3月に「ダム定期検査の手引き」を改定し検査内容について、河川砂防技術基準維持管理編(ダム編)に沿って再整理する等、定期検査の充実を図った。</li> </ul>  |               | ○          |         |
| 第1項 6.流下物の処理                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成29年7月九州北部豪雨では多くの流木による被害が発生した。樹木の流出が心配。</li> </ul>  |               | ○          |         |
| 第1項 7.ダム本体・観測機器等の維持管理                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆点検方法については、主に以下の基準が策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)(平成26年4月)」</li> </ul> </li> <li>◆上記を踏まえ、点検及び評価を継続的にを行い、修繕等の維持管理を適切かつ計画的に進めている。</li> <li>◆社会資本メンテナンス戦略小委員会からの提言(平成25年1月)を踏まえ、ダムの長寿命化計画の策定が位置付け。</li> <li>◆平成27年9月閣議決定の社会資本整備重点計画において、個別施設計画を平成30年度までに策定することを位置付け。</li> <li>◆個別施設計画を踏まえ、メンテナンスサイクル(点検・診断・措置・記録)を構築し、戦略的なインフラメンテナンスに取り組んでいるところ。</li> </ul>                   |               | ○          |         |
| 第1項 8.ダム貯水池の維持管理                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆点検方法については、主に以下の基準が策定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)(平成26年4月)」</li> <li>・「ダム貯水池水質調査要領(平成27年3月)」</li> </ul> </li> <li>◆上記を踏まえ、点検及び評価を継続的にを行い、維持管理を適切かつ計画的に進めている。</li> </ul>   |               | ○          |         |
| 第1項 9.危機管理対策<br>(1)洪水時等の管理                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成27年9月関東・東北豪雨の教訓を踏まえ、「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定され、洪水氾濫を未然に防ぐ対策と危機管理型ハード対策の実施箇所を明示。</li> <li>◆平成28年に水防災協議会を設立し、ハード・ソフト一体となった取組方針を策定。</li> <li>◆平成29年6月に施行された「水防法等の一部を改正する法律」において、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図ることが明記。</li> </ul>   |               | ○          |         |
| 第1項 9.危機管理対策<br>(2)水防に関する連携・支援               | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成27年9月関東・東北豪雨による堤防の被災等を受け、「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定され、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進していくこととなった。</li> <li>◆平成28年に水防災協議会を設立し、取組方針を策定。</li> <li>◆平成29年6月に施行された「水防法等の一部を改正する法律」において、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図ることが明記。</li> </ul>  | ○             |            |         |
| 第1項 9.危機管理対策<br>(4)河川情報システムの整備               | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国土強靱化基本計画(平成26年3月閣議決定)の策定。</li> <li>◆現行整備計画策定以降の新たな技術を活用し、以下の取り組み等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・XRRAINの配備</li> <li>・洪水情報のプッシュ型配信</li> <li>・ハザードマップポータルサイトの開設</li> <li>・電流流速計等を活用し、流量観測の高度化を促進</li> </ul> </li> </ul>  | ○             |            |         |
| 第3項 1.河川の清潔の維持<br>(1)不法投棄物の処理                | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成25年6月に「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が施行され、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度、「河川協力団体制度」が創設。</li> <li>◆現在、3団体を指定。</li> </ul>   |               | ○          |         |
| 第3項 2.地域と連携した取り組み<br>(1)河川愛護団体等との連携          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成25年6月に「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が施行され、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度、「河川協力団体制度」が創設。</li> <li>◆現在、3団体を指定。</li> </ul>   |               |            | ○       |
| 第3項 2.地域と連携した取り組み<br>(3)河川利用・水面利用の適正化        | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成25年5月「レジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」が策定</li> <li>◆平成26年4月の河川法施行令改正により、放置艇対策の強化(放置艇に関する禁止・罰則規定)がなされた。</li> </ul>  |               |            | ○       |